#### 神戸大学応援団総部吹奏楽部 規約

#### 第一章 総則

#### 第1条(名称)

この部は、神戸大学応援団総部吹奏楽部とする。

#### 第2条 (所在地)

この部の所在地を、兵庫県神戸市灘区六甲台町1-1に置く。

#### 第3条(目的)

この部は、吹奏楽を通じて、部員の音楽レベルの向上と部員同士の親睦を深めることを目的とする。

#### 第4条(活動)

この部の活動内容は主に演奏活動、応援活動、依頼活動とし、活動日は月・水・ 士とする。

### 第二章 部員

### 第5条(部員の資格)

この部に入部できる者は、部の目的に賛同し、活動できる者とする。

#### 第6条(入部)

この部に入部しようとする者は、入部届を幹部役員に提出することで、入部出来る。

#### 第7条(退部)

この部を退部しようとする者は、退部理由などを明示した上で、幹部役員の承認をもって退部できる。

# 第三章 役員

### 第8条(役員)

この部に、次の役員をおく。

部長 1名

副部長 2名

### 第9条(役員の選任)

前条に定める役員は、部員の互選により選出する。

### 第10条(役員の任期)

この部における役員の任期は1年とする。

# 第四章 運営

# 第 11 条 (運営)

役員は必要に応じて部の活動についての話し合いの場を設ける。

# 第五章 会計

# 第12条(資産の構成)

この部の経費は、会費、依頼活動で得た収入、その他の収入にもってこれにあてる。

会費は月1250円とする。

# 第六章 細則

# 第13条 (規約の変更)

この規約は、役員交代時に必要に応じて変更出来る。

# 附則

この規約は平成20年3月1日から施行する。